

及ぼしがたい。たとえば、

両は兩輛に、嬢讓は嬢に、織は籤織に

それぞれ及ぼすことができるが、

釈扱は釋鐸に、独触は獨觸に

及ぼすことはできない。

- 10 印刷物に活字を用いて人名・地名を掲げる際には、特別の事情のないかぎり、ここで定められる字体をとって、別の字体の活字は、なるべく用いないようにすることがのぞましい。たとえば、今までの官報には、吉田茂・片山哲となっているが、吉田・片山でもよいことにしたい。多摩川・横浜も同様である。〔片は字体表に不採用〕〔以上『活字字体整理案』説明〕

国語審議会では、字体整理に関する主査委員会が、右の協議会の整理案を原案とし、この調査書に対する回答およびその他の資料を参考にして、『当用漢字字体表』の原案を作った。これは、昭和23年6月の国語審議会でも可決され、文部大臣に答申された。

当用漢字字体表

政府は、昭和24年4月(1949)、国語審議会から文部大臣に答申された『当用漢字字体表』を採用し、内閣訓令を出すとともに、ひろく官報で告示した。

この『当用漢字字体表』には、3か条の「まえがき」がある。

- 1 この表は、当用漢字表の漢字について、字体の標準を示したものである。
- 1 この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定したものである。
- 1 この表の字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。

なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえとした。

この「まえがき」の意味について、国語審議会の総会で述べられた主査委員長安藤正次氏の報告には、次のようにある。

当用漢字字体表は、まえがきの第一に、「当用漢字表の漢字について、字体の標準を示したものである。」とあります。字体の標準というものは何を意味するかが、まず明らかにされなければなりません。字体の標準とは何を意味しているか。まず「字体」については、活字字体の整理に関する協議会では、これに「一点一画の組合せからなる一字一字の形である。」という定義をあたえて、これを書体と区別しておりますが、これはだいたいにおいてうけいれてよい考え方であると思われませんが、あるいはまた、点画の組合せの定型化されたものともいえましょう。歴史的に漢字の変遷、発達をたどってみると、なお別箇の見解も出てまいりますが、漢字を現段階のものについて考えるときには、字体を点画の組合せに即したものとみることが合理的であります。漢字の成立を論ずるには、少なくとも小篆^{てん}までさかのぼらなければという説も、一応もつともであります。通常現代のわれわれが漢字の字体についてもつ意識は、楷書^{かい}体に即してであります。それは、点画の配置・組立を明確に指摘することができるのは楷書に限られるといってもよいからであります。草書・行書は動的であります。形態は動いてやまない態勢を示しておりますが、楷書は静的であり、定着的であります。草書が篆書からでき、行書が楷と草とのあいだから生れたというのが事実であるにしましても、普通に行書は楷書から、草書は行書からというように解されておりますのも、楷書が主として漢字の書体を代表しているからであります。そこで漢字の字体の標準を示すということは、楷書体によって代表される、もしくは、それによって例示される漢字の字体についてということになります。

そうしますと、問題はもう一度展開してまいります。楷書について字体

を説くと申しても、印刷体にしても活字体を例にとれば、活字そのものの特性に依存する独自の約束がありまして、これをもって筆写体を律するわけにはいきません。筆写体には、また筆写体の特異性に基く自由があります。このゆえに厳密に字体を論じますと、どの文字にも定まった型というものがなく、統一のないのがむしろその偽らざる姿であるともいわれそうであります。しかしまた、その変化の種々相を通じて共通的の実体の認められるものがあります。それらを取りあげてみますと、某字の字体は、これこれであるとか、某字の字体はまちまちで、いくつになるとか申すことが、可能になってまいります。こういうように考えますと、漢字の字体の標準を示すことは、長い歴史を背景として現に絶えず展開しつつあるそれぞれの漢字の型式のうちから、その典型的のもの、代表的のものをえらぶことにおちつくのであります。ところが、漢字の字体をささいに点検して、字体の分化や異体の発生のあとをたずねてゆきますと、そこにいろいろの経路のあることがみいだされますが、簡単に申しますと、運筆の簡易化、点画の省略、類推による統合、別体の採用などがその主因と認められます。これは、字体の標準をきめるに、考え合せられるべきことであります。

ここで次の題目にうつりますが、まえがきの第二項には「この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定したものである。」とあります。本表の字体の選定は、何をめやすとして行われたかは、一つの重要な問題であります。おなじく字体を整理するにも、整理の心ぐみがちがえば手段も結果もちがってまいります。復古を目標においての字体の選定では、もっぱら字源主義をとることになりましょうし、単に統一しさえすればよいというのならば一も二もなく、^{こうき}康熙字典か何かに準拠をもとめるというのも一案でありましょう。しかし本主査委員会におきましては、わが国における、国字としての漢字の使用の歴史と現状とにてらして、字体選定のめやすを上記の点においたのであります。漢字の字体の整理にあたっては、字体[源]の考察もむろんないがしろにすることはできません。漢字の本国にお

ける学者の字体の考説も顧みられなければなりません。彼我両国の文字生活の関連における異体の発生や、両国人の文字観念の相違、その他いろいろの点において留意すべきものは多々ありますが、わたくしどもは、わが国の国情からみまして、おなじく字体の整理をはかるにいたしましても、その国字としての立場に重きをおき、わが国民の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとすることにしたのであります。漢字を国字としていながら、その当用の範囲内にある漢字すらもよく書けないというのは、いかにもなさけない次第であります。高い程度の教育をうけた人々のうちにも、うそ字を書いて平気である人が少なくありません。そういう人たちはすでに、漢字をまちがいなく書こうという意欲を失ってしまっているのですが、まだそういう境地に落ちこんでしまわない人たちは、どうしたならばまちがいなく書けるかに苦心しているのであります。文字地獄にあがいているといってもよいのであります。それらの人々を救うためにも、字体の整理は要求されるのであります。それにはまず、字体を単一にする、すなわち異体を統一することが第一であります。その場合には、1. 二つ以上の字体の並び行われているものについては、点画の組合せのむずかしいもの、こみいったもの、書きにくいものはとらない、2. 点画の組合せの複雑なもので省略の可能なものは、これを簡易化する、3. 点画の組合せの微妙な差異はなるべく問題にしない、4. 簡易字体の歴史的因縁の浅いものでも、社会的慣用が相当有力であると認められるものは、なるべくこれを採用するなどの方法によって字体をきめることにいたしました。この方針による字体の選定は、また同時にわれわれが漢字を正確に書くという結果をも伴うこととなります。むずかしいからよく書けない、よく書けないからうそ字を書く、また字をまちがえるということになるのであります。なお二三の実例をあげてみます。漢字の型式にはいろいろの要素がありますが、者にあっては点が本来重要な要素であります。煮・暑・署・著・都・緒・諸などみなこの点をもつことになっております。しかし、こういう同類の他字との識別の要素でもない微細な部分のことは、みすごされ

がちです。したがって、この点の有無は、型式のなりたちの上に重きをなさなくなっております。これを見わけ、書きわけさせる要はありますまい。寛・殺・逸の点なども同様であります。月部・肉部・青部の月月円を一つにする、「己」と「巳」と「已」を一つにして「己」とする、全と今との上の部分を一つにするなど、恵を恵、専を専、微を微、徴を徴、徳を徳とかき、神を神、祈を祈、巨・拒・距を巨・拒・距と書くなどもそうであります。

次に、まえがきの第三項には、「この表の字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえとした。」とあります。字体の整理という問題は、単に漢字そのものにおける点画の組合せに即してばかり考えられるべきではありません。国字として長く漢字を使用して来た国民の過去および現在にわたる筆写の習慣について考慮することもたいせつであります。漢字使用の歴史をみてまいりますと、それぞれの時代には、その時代の社会に通有な字体観念ともいべきものが見いだされますが、それはとりもなおさず、その時代の人々の筆写の習慣を背景としたものであります。「半」を「半」,「次」を「次」,「要」を「要」,「即」を「即」と書くようなのも、筆写の習慣の推移によるものとみられます。

簡易字体とみられるもののうちにも、この種のもものが少なくありません。現在世に行われている「厶」(歴),「斗」(鬪),「云」(言),「県」(縣),「庁」(廳)などは、その類であります。

わが国最古の在銘鏡にも銅が同、鏡が竟と書かれております。また古くヨ縁覚,メメ声聞の例もあり、醍醐を西西としたような例もめずらしくありません。筆写の簡便をはかることも、一つの流れをなしております。

しかし、こういう筆写の習慣をどこまでとり入れるかについては、相当に論議を重ねたのであります。一方では、これを筆写の自由性を認める程度に止めておいた場合もあるのであります。また一方では相当に大きく筆写の

習慣による簡易化をとり入れた場合もあるのであります。

次に、学習の難易ということも、字体の選定についての有力な条件となります。漢字の本質からみても、その学習において、字体のあやまりない認識をもつことがたいせつであることは申すまでもありません。字体のみわけやすく、書きやすいことが認識をたしかならしめる第一の条件です。それには、鮮明度が強く、運筆のまぎらわしくないことがまず要求されます。「懷」(懐)、「藝」(芸)、「櫻」(桜)、「疊」(畳)などはやっかいな字です。「巳」「己」「卮」を見わけ書きわけするのもむずかしいことです。一般に字画の複雑なものはあやまりやすいともいえます。そういう角度からの検討も加えなければなりませんでした。しかもさらにまた、重要な案件の一つとして残っておりますのは、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させるということでもあります。はじめに申しあげたとおり、今回の漢字の字体の整理は、最初、活字の字体の整理としてとりあげられたのでありますが、活字の字体となりますと、活字にはまた活字そのものの性格に基く制約と活字の発達歴史から派生した技術的の約束がありまして、活字において妥当とみとめられる字体を、かならずしもそのまま筆写体に応用するわけにはいかないのがあります。今までの活字の字体は、主として活字本位でありましたために、筆写体とのへだたりが多く、それが社会的にも教育上にも、大きななやみのたねともなっていたのであります。ここに活字字体の整理という問題も起って来たわけですが、今、さらにこの問題をおしひろめて、印刷体にも筆写体にも通用する一般的の字体の整理としてこれを取りあげることになってみますと、両者の調整が十分に考えられなければなりません。これは当然のことでもあります。

本案において活字の特質に基くもの、筆写の特質に基くもの、それらの融通性を認めて、字体の素型に標準性をあたえることにいたしましたのも、そのためであります。(「使用上の注意事項」参照) [以上委員長報告]